令和８年第11回会津若松市農業委員会
総会議事録

1　日　時　令和８年10月21日（水）午前９時30分
2　場　所　会津若松市生涯学習総合センター　研修室２・３
3　委　員　農業委員　19名
　　農地利用最適化推進委員　18名
4　出席した農業委員　19名

１番委員	小檜山　寿範	２番委員	相原　孝志	３番委員	梶内　徳仁
４番委員	長谷川　泰道	５番委員	中島　吉郁	６番委員	大竹　吉弘
７番委員	春日部　一視	８番委員	大堀　千守	９番委員	荒井　重隆
10番委員	大島　光信	11番委員	庄司　遼	12番委員	二瓶　正貴
13番委員	多田　善信	14番委員	渡部　一夫	15番委員	佐野　和枝
16番委員	武田　久美子	17番委員	佐々木　隆夫	18番委員	渡邉　直也
19番委員	渡部　政美				

出席した農地利用最適化推進委員　15名

		２番委員	橋本　邦生		
４番委員	小林　忍	５番委員	佐藤　一雄	６番委員	佐藤　茂
７番委員	五十嵐　博幸			９番委員	鈴木　雄一
10番委員	渡部　好昭	11番委員	小島　博行	12番委員	渡部　義勝
13番委員	田代　新一	14番委員	長尾　好章	15番委員	髙橋　一浩
16番委員	渡部　政治	17番委員	髙橋　一美	18番委員	渡部　裕末

5　欠席した農業委員　0名

欠席した農地利用最適化推進委員　3名

１番委員	武藤　寿朗	３番委員	髙橋　亘	８番委員	丸田　保男

6　出席した事務局職員

事務局長	生江　隆	事務局次長	加藤　高弘	主事	三崎　由香里

7　出席した執行機関職員　なし

議長（会長）	只今より、会津若松市農業委員会令和８年第11回総会を開会いたします。 本日、出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は15名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。 日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。
議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第２項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員７番、春日部　一視 委員、同じく８番、大堀　千守 委員、以上２名の方をご指名申し上げます。
議長（会長）	それでは議事に入ります。 はじめに、議案第43号、農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の２ページをお開きください。 議案第43号、農地法第３条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第３条第１項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より１番と２番について報告願います。
（農業委員10番） 大島　光信 委員	農業委員10番、大島より、議案第43号の１番と２番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 １番の案件は、農業者への使用貸借による権利の設定について、２番の案件は、農業を営む法人への売買による所有権の移転について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、10月16日午前10時から、南四合・町北班委員３名が、農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、門田班担当委員より３番と４番について報告願います。
（農業委員11番） 庄司　遼 委員	農業委員11番、庄司より、議案第43号の３番と４番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 ３番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、４番の案件は、農業者への贈与による所有権の移転について、許可しようとするもので

（農業委員11番） 庄司　遼 委員	す。 なお、現地調査は、10月20日午後５時から、門田班委員４名が、農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、川南班担当委員より５番と６番について報告願います。
（推進委員９番） 鈴木　雄一 委員	推進委員９番、鈴木より、議案第43号の５番と６番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 ５番の案件は、農業者への賃借権の設定について、６番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、10月15日午後２時から、川南班委員３名が、農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、舘ノ内班担当委員より７番について報告願います。
（推進委員18番） 渡部　裕末 委員	推進委員18番、渡部より、議案第43号の７番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 ７番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、10月16日午後１時から、舘ノ内班委員１名が、農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、日橋班担当委員より８番について報告願います。
（農業委員12番） 二瓶　正貴 委員	農業委員12番、二瓶より、議案第43号の８番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 ８番の案件は、農業を営む法人への賃借権の設定について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、10月14日午後３時から、日橋班委員３名が、農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	最後に、堂島班担当委員より９番と10番について報告願います。
（農業委員４番） 長谷川 泰道 委員	農業委員４番、長谷川より、議案第43号の９番と10番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 ９番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について、10番の案件は、農業を営む法人への売買による所有権の移転について、許可しようとするものです。 なお、現地調査は、10月15日午前９時から、堂島班委員４名が、農地法第３条第２項各号の要件に照らし調査した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。

議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第43号、農地法第３条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第43号、農地法第３条の規定による許可申請については許可するものと決せられました。
議長（会長）	次に、議案第44号、農地法第４条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の５ページをお開きください。 議案第44号、農地法第４条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第４条第１項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、本件については、農地部会及び堂島班担当委員との合同調査となっておりますので、農地部会から調査報告を求めます。
農地部会長 （農業委員14番） 渡部　一夫 委員	農地部会より、議案44号について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、木材の仮置き場としての利用を計画するものです。 農地区分は、農用地区域内農地でありますが、本件は一時転用事業であること、また、他の候補地では事業達成が困難であることから、許可可能なものであります。 現地調査につきましては、10月16日、午前９時から、農地部会３名、堂島班委員３名、事務局１名の計７名で、実施した経過にあり、農振法、都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済みで、転用目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	農地部会の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第44号、農地法第４条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）

議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第44号、農地法第４条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。
議長（会長）	次に、議案第45号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の７ページをお開きください。 議案第45号、農地法第５条の規定による許可申請についてであります。 この案件は、農地法第５条第１項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、本件については、農地部会及び北会津地区の各班担当委員との合同調査となっておりますので、農地部会から調査報告を求めます
農地部会長 （農業委員14番） 渡部　一夫 委員	農地部会より、報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 まず、議案45号の１番につきましては、土壌改良に伴う砂利採取を計画するものです。 農地区分は、農用地区域内農地でありますが、当該事業は一時転用事業であることから、許可可能なものであります。 現地調査につきましては、10月16日、午前10時30分から、農地部会３名、北会津地区の各班の委員６名、事務局１名の計10名で実施した経過にあり、農振法、都市計画法は手続き不要、土地改良区は同意済みであり、転用目的実現の確実性など、許可要件の一般基準に照らし、異議ないものと確認しました。 次に、議案45号の２番についてでありますが、内容については、認可地縁団体である町内会が、今後も農村公園として適切に管理していくため、転用の手続きと所有権の移転を行うものです。 農地区分は、第２種農地のその他に該当することから、許可可能なものであります。 現地調査につきましては、10月16日、午前10時から、農地部会３名、川南班委員２名、事務局１名の計６名で実施した経過にあり、農振法・都市計画法は手続き不要、土地改良区は協議済であり、事業達成の確実性など許可要件の一般基準に照らし、異議ないものと確認しました。以上報告いたします。
議長（会長）	農地部会の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第45号、農地法第５条の規定による許可申請については、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）

議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第45号、農地法第５条の規定による許可申請については、許可するものと決せられました。
議長（会長）	次に、議案第46号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の10ページをお開きください。 議案第46号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてでありますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項において、市町村が農用地利用集積等促進計画案を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものとすると規定されており、令和８年10月２日付け、８農政第1003号にて会津若松市長より意見を求められております。 11ページをご覧ください。 詳細な内容は、議案書記載のとおりであり、農地中間管理権の新規設定が１件、対象となる地域計画のエリアは、神指地区となっております。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 それでは、神指班担当委員において事前確認を行った際に、要件を満たさないおそれのある場合には報告願います。 （なしの声あり）
議長（会長）	次に、本件全体について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第46号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、貸付相手方に関する要件を満たしていることを確認の上、意見なしとして回答することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第46号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見については、異議のない旨を回答することといたします。
議長（会長）	次に、議案第47号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の12ページをお開きください。 議案第47号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請についてでありますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地の利用の効率化及び高度化の推進を図るため、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することについて、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、湊班担当委員より１番について報告願います。

（農業委員２番） 相原　孝志 委員	農業委員２番相原より、議案第 47 号の１番について報告いたします。 申出の内容は、議案書記載のとおりであります。 １番の案件は、地域計画において農業を担うものとして位置付けられている農業者へ農地を譲渡するため、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請しようとするものです。 なお、10 月 13 日午後４時 30 分から、湊班委員４名が現地調査を実施した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、大戸班担当委員より２番の調査報告を求めます。
（農業委員６番） 大竹　吉弘 委員	農業委員６番大竹より、議案第 47 号の２番について報告いたします。 申出の内容は、議案書記載のとおりであります。 ２番の案件は、地域計画において農業を担うものとして位置付けられている農業者へ農地を譲渡するため、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを要請しようとするものです。 なお、10 月 11 日午前８時 30 分から、大戸班委員２名が現地調査を実施した結果、異議ないものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等はございませんか。 （なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 47 号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請については、これを原案のとおり、決することにご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 47 号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請については、原案のとおり決せられました。
議長（会長）	次に、議案第 48 号、現況確認証明についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	議案書の 13 ページをお開きください。 議案第 48 号、現況確認証明についてであります。 この案件は、議案書記載の農地に係る経過や現況等を踏まえ、非農地であることを証明しようとするものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、本件については、農地部会と川南班との合同調査となっておりますので、農地部会から調査報告を求めます。
農地部会長 （農業委員 14 番） 渡部　一夫 委員	農地部会より、議案 48 号について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農地法施行以前の昭和 17 年 10 月に米倉庫が旧川南農協により建設された土地であり、対象地の地目が登記簿において畑と

農地部会長 （農業委員14番） 渡部　一夫 委員	なっていたことから、地目変更登記のため、今般の申請に至った経過にあります。 　現地調査につきましては、10月16日、午前10時15分から、農地部会３名、川南班委員２名、事務局１名の計６名で実施した経過にあり、申請対象農地の非農地化を確認したところであります。報告は、以上です。
議長（会長）	農地部会の調査報告が終わりました。 　本件について、ご質問等はございませんか。 　（なしの声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第48号、現況確認証明については、非農地と証明することにご異議ありませんか。 　（異議なしの声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 　よって、議案第48号、現況確認証明については、原案のとおり決せられました。
議長（会長）	次に報告に移ります。 　報告第35号、農地法第３条の３の規定による届出の受理について、事務局から報告願います。
農業委員会事務局	総会資料の15ページをお開きください。 　報告第35号、農地法第３条の３の規定による届出の受理についてであります。届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。これらの22案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認めたものです。 　以上、報告第35号については、市農業委員会処務規則第７条第１項により事務局長が専決処分し、同条第２項により報告するものです。報告は以上です。
議長（会長）	報告第35号については、報告のとおりご了承願います。 　以上で、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会といたします。 （午前９時54分閉会を宣言する）

この議事録は、事実に相違ないことを認め、署名する。

令和８年10月30日

会津若松市農業委員会会長　渡　部　政　美

農業委員　７　番　春 日 部 一 視

農業委員　８　番　大　堀　千　守